

## 高知県民間シェルター運営費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県民間シェルター運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者等（DV被害者等が同伴する者を含む。）の保護及び支援活動を行う民間団体の運営基盤を強化し、DV被害者等に対する支援の充実を図るため、DV被害者等を一時保護するための施設（以下「シェルター」という。）を設置し、運営する民間団体（以下「補助事業者」という。）に対し、シェルターの設置運営に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次のいずれにも該当する民間団体とする。

- (1) 県内において、現にDV被害者等の保護及び支援活動を行っている団体又は新たにDV被害者等の保護及び支援活動を行う団体
- (2) 継続的な活動が期待できる団体
- (3) 特定の政党及びこれに類する政治団体に対する支援活動又は宗教活動をしていない団体
- (4) 営利を目的としていない団体

### (補助率及び補助対象経費)

第4条 第2条に規定する補助対象事業の補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画・収支予算書（別紙1）
- (2) 当該シェルターの設置運営に係る経費の内容が分かる書類
- (3) 団体の活動が把握できる規約、定款等
- (4) 前各号に掲げるもののほか知事が必要があると認める書類

### (補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において補助金の適正な交付を行うため必要があると知事が認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定をしないものとする。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において

「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。)であるとき。

- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者が前条各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合には、事前に補助事業変更(中止・廃止)申請書(別記第2号様式)を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、別表経費の総額の30パーセント以内の変更の場合を除く。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を構え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(変更交付の決定)

第9条 知事は、前条第1号の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の変更決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(概算払の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。

(1) 事業実績・収支決算（見込み）書（別紙2）

(2) 前号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(遂行状況の報告等)

第13条 知事は、必要があると認める時は、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

附則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成27年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第2号及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成19年6月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費及び経費区分	補助率
<p>シェルターの用に供する住宅等の設置管理その他シェルターの運営に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旅費           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者の移送費、関係機関との調整等に係る旅費</li> </ul> </li> <li>○ 需用費           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光熱水費の基本料等</li> <li>・ シェルターの用品等の購入費</li> </ul> </li> <li>○ 役務費           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ シェルターに備えおく電話の基本料等</li> <li>・ テレビの受信料、浄化槽の点検料等</li> <li>・ 傷害保険料等</li> </ul> </li> <li>○ 借上料           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ シェルターの用に供する住宅等の借り上げ料</li> <li>・ 運搬車両の借り上げ料</li> </ul> </li> <li>○ その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事が必要があると認める経費</li> </ul> </li> </ul>	<p>定額</p>

別記

第1号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

高知県知事

様

所在地

団体名

代表者名

生年月日

印

## 平成 年度高知県民間シェルター運営費補助金交付申請書

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県民間シェルター運営費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 事業の目的

3 添付書類

- (1) 事業計画・収支予算書（別紙1）
- (2) 当該シェルターの設置運営に係る経費の内容が分かる書類
- (3) 団体の活動を把握することができる規約、定款等



## 2 収支予算

### (1) 収入

(単位：円)

収 入		
項 目	予 算 額	備 考
県補助金		
その 他		
計		

(注) 項目の「その他」の「備考」欄は、財源（会費等）の種類を記入

### (2) 支出

(単位：円)

支 出			
項 目	予 算 額	積 算 根 拠	備 考
計			

平成 年 月 日

高知県知事

様

所在地

団体名

代表者名

印

### 高知県民間シェルター運営費補助事業変更（中止・廃止）申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金（変更）の交付の決定がありました事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県民間シェルター運営費補助金交付要綱第7条第1号の規定により申請します。

#### 記

- |               |   |   |
|---------------|---|---|
| 1 変更交付申請額     | 金 | 円 |
| 2 既交付決定額      | 金 | 円 |
| 3 差引増減額       | 金 | 円 |
| 4 変更（中止・廃止）理由 |   |   |

#### 5 添付書類（変更の場合）

（1）変更事業計画・収支予算書（別紙1）

（2）変更する当該シェルターの設置運営に係る経費の内容が分かる書類



## 概算払請求書

金 円

高知県民間シェルター運営費補助金交付要綱第10条の規定により、平成 年度高知県民間シェルター運営費補助金（決定通知番号高知県指令 第 号）を、下記のとおり概算交付されるよう請求します。

### 記

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円

平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地

団体名

代表者名

印

※ 銀行振込先（郵便局を除く金融機関）

銀行名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義

（注）口座名義は、申請者（団体名又は代表者名）に限ります。

平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地

団体名

代表者名 印

## 平成 年度高知県民間シェルター運営費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）の交付の決定がありました平成 年度高知県民間シェルター運営費補助金に係る事業を実施しましたので、高知県民間シェルター運営費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、その実績を報告します。

### 記

#### 1 事業成果

#### 2 添付書類

事業実績・収支決算（見込み）書（別紙2）

## 事業実績・収支決算(見込み)書

### 1 事業実績

#### 一 時 保 護

・世帯数(同伴者)

・延日数

#### 相 談

・件数

・概要

#### そ の 他 の 活 動 実 績

## 2 収支決算（見込み）

### （1）収入

（単位：円）

収 入		
項 目	決算（見込）額	備 考
県補助金		
そ の 他		
計		

（注）項目の「その他」の「備考欄」には、財源（会費等）の種類を記入。

### （支出）

（単位：円）

支 出		
項 目	決算（見込）額	備 考
計		